

法人にかかる利子割(地方税)廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年(2016年)1月より法人に係る利子割(金融機関等がお支払いする預金利息等から特別徴収する地方税5%)が廃止されることになりました。

法人お客様につきましては、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息から、地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせ致します。

法人にかかる特別徴収が廃止されても、法人の受取る利子利息は、その法人の所得として、法人税割が課税されるため、法人の税負担は変わりません。

※尚、個人のお客様については変更はございません。

《 対象となる預金 》

普通預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金

《 税率 》

平成27年12月31日お支払い分まで	平成28年1月1日以降のお支払い分
20.315% 国税(所得税) 15.315% 地方税 5%	15.315% 国税(所得税) 15.315%

※上記国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

平成25年1月1日～平成49年12月31日までは課されており源泉徴収致します。

・普通預金、納税準備預金は、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息より地方税を特別徴収致しません。

・定期預金、通知預金、定期積金は、平成28年1月1日以降の満期時、中途解約時にお支払いする預金利息より地方税は特別徴収致しません。

※宝くじ&懸賞金付定期預金「きんさんドリーム」の懸賞金や宝くじも地方税を特別徴収致しません。ただし、第12回宝くじ&懸賞金付定期預金「きんさんドリーム」の懸賞金は、平成27年12月7日当選発表、平成28年1月1日以降のお支払いとなりますが、税制改正前の当選確定分として地方税を特別徴収いたします。

《 ご注意点 》

※お客様の状況に応じて、取り扱いが異なる場合があります。確定申告をされる場合や、税務上の取り扱い等、詳細につきましては、税理士または最寄の税務署にご確認願います。

※平成27年11月25日時点における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。

詳細は、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認願います。

